

医療機関等の受診は マイナ保険証で ～協会けんぽからのお願いとお知らせ～

令和6年10月



※現時点で国から示されている方針等に基づき作成したものです。
今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。



全国健康保険協会 福岡支部
協会けんぽ

目次

1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ	2ページ
(1) マイナ保険証の利用について	3ページ
(2) 「資格情報のお知らせ」配付について	14ページ
(3) 事業主の皆様へお願いとお知らせ	25ページ
2. インセンティブ制度～令和4年度の実績報告～	29ページ

1.マイナ保険証と資格情報のお知らせ

1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(1) マイナ保険証の利用について

マイナ保険証での受診が始まっています

令和6年（2024年）12月2日に健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります！
マイナ保険証で受診するメリットは大きく**2点**です。

※マイナ保険証とは…マイナナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。 ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。



令和6年（2024年）12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません。



1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(1) マイナ保険証の利用について

マイナ保険証利用のためのステップ

①マイナンバーカードの取得



②マイナ保険証の利用登録

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにするには、ご自身で「健康保険証利用登録」を行う必要があります。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録には3つの方法があります。



医療機関窓口の
カードリーダー



セブン銀行ATM



〈実証ベータ版〉 〈正式版〉

マイナポータル

※マイナポータルとは・・・

政府が運営するオンラインサービスです。
パソコンやスマートフォンからログインが可能で、各種行政手続きの申請や、所得・税等の情報を確認することができます。

③事業主へマイナンバーを提出

就職や転職をした場合は、マイナンバーを会社にご提出お願いいたします。

※マイナポイントを申し込んでいても、マイナンバーを会社に提出していない場合、マイナ保険証は利用できませんのでご注意ください。

1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(1) マイナ保険証の利用について

マイナ保険証で医療機関を受診する流れ

マイナ保険証で医療機関を受診



マイナ保険証で医療機関や薬局を利用するとき、

顔認証付きカードリーダー



顔認証付きカードリーダーで受付をします

マイナナンバーカードをお持ちですか？

受付付近



カードリーダーは、受付付近にあります

カードリーダーの使い方

① マイナナンバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う



※カバーがついている場合は外してください

× カバーあり ○ カバーなし



① マイナナンバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う

① マイナナンバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う



暗証番号
(4ケタ)



顔認証

暗証番号（4ケタ）か顔認証どちらも可能です

② 同意事項の 確認&選択



過去に受けた診療内容
薬の情報

医師・薬剤師が見られるようにするが、選択

1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(1) マイナ保険証の利用について

発行済みの健康保険証の取り扱い

従来の健康保険証は令和6年（2024年）12月2日に新たに発行されなくなりますが、**現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年（2025年）12月1日まで使用できます。**



令和7年（2025年）12月1日までに退職等で使用できなくなった健康保険証は、会社を通して協会けんぽへ返却をお願いします。

令和7年（2025年）12月2日以降については健康保険証の自己破棄も可能です。

1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(1) マイナ保険証の利用について

マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ保険証の利用登録をしていない方は、保険者から交付される**資格確認書**を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

資格確認書の発行は以下のとおり行います。

【新規加入者】

- 資格確認書は、**令和6年（2024年）12月2日以降**、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。

(※) 新規加入時に申請がなかった方でマイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

【既存加入者】

- マイナ保険証をお持ちでない加入者に令和7年9月から11月にかけて資格確認書を発行します。

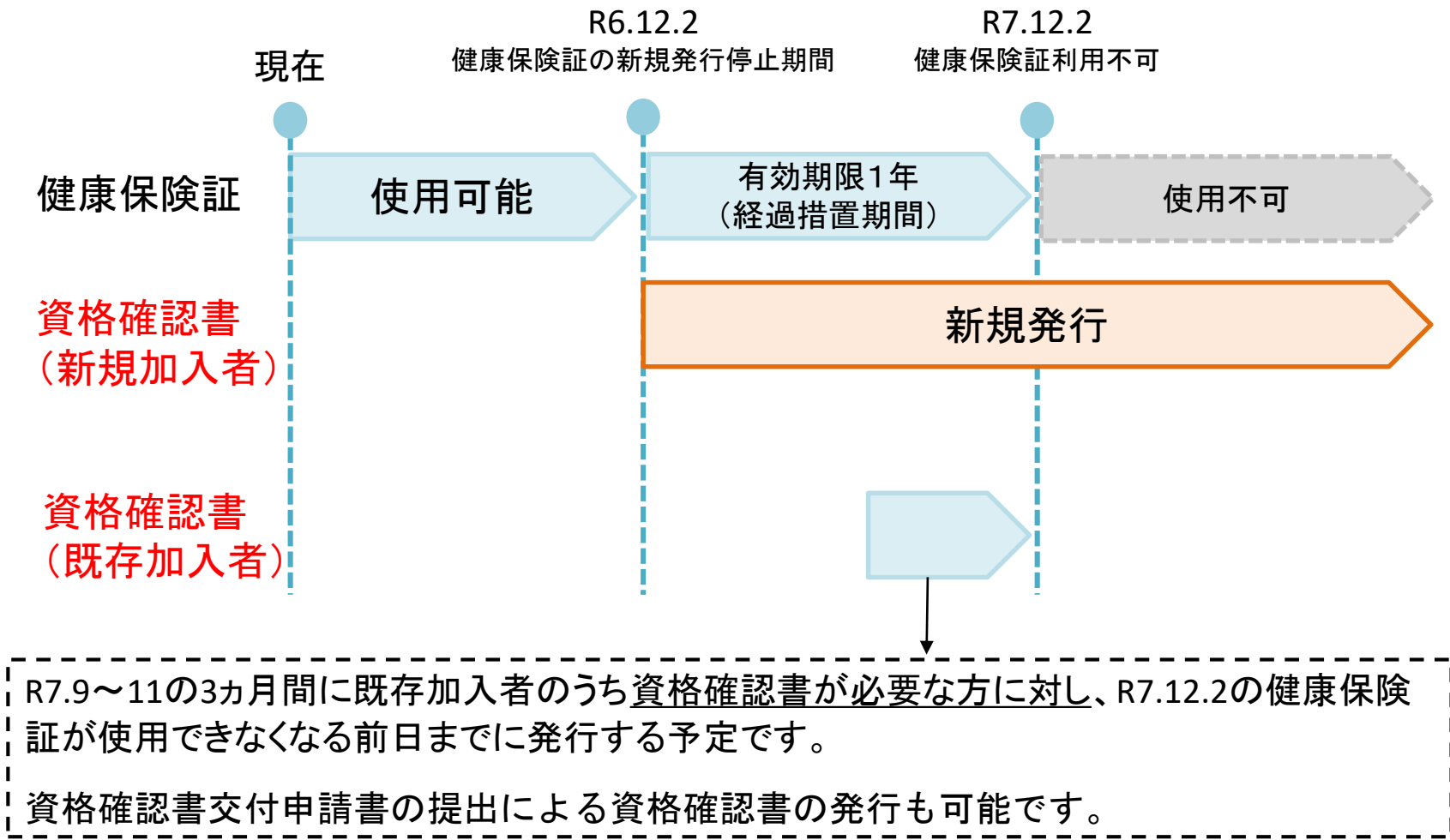
(※) マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに発行します。

※ 資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は会社を通して協会けんぽへ返却をお願いします。有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。

1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(1) マイナ保険証の利用について

資格確認書の発行スケジュール



1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(1) マイナ保険証の利用について

協会けんぽにおいて発行する資格確認書のイメージ

- 材質・サイズ・形状は健康保険証と同様（プラスチック製・カード型）です。
- 有効期間は4～5年です。
※1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。
- 資格確認書の記載事項は以下のとおりです

掲載面	記載事項
表面	・記号・番号 ・枝番 ・氏名(漢字、フリガナ) ・被保険者氏名 ・生年月日 ・本人・家族区分 ・被保険者/被扶養者 ・性別 ・QRコード ・資格取得年月日 ・交付年月日 ・有効期間の終期(有効期限) ・保険者名称・支部名 ・保険者番号 ・保険者所在地 ・公印 ・旧姓(併記申請があった場合) ※高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書には負担区分を記載しない ※性別対応、通称名・旧姓対応は加入者の申し出に基づき対応する
裏面	・住所 ・備考欄(性同一性障害の方向けの性別対応は備考欄に記載予定) ・注意事項欄 ・臓器提供意思表示欄

レイアウトイメージ



1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

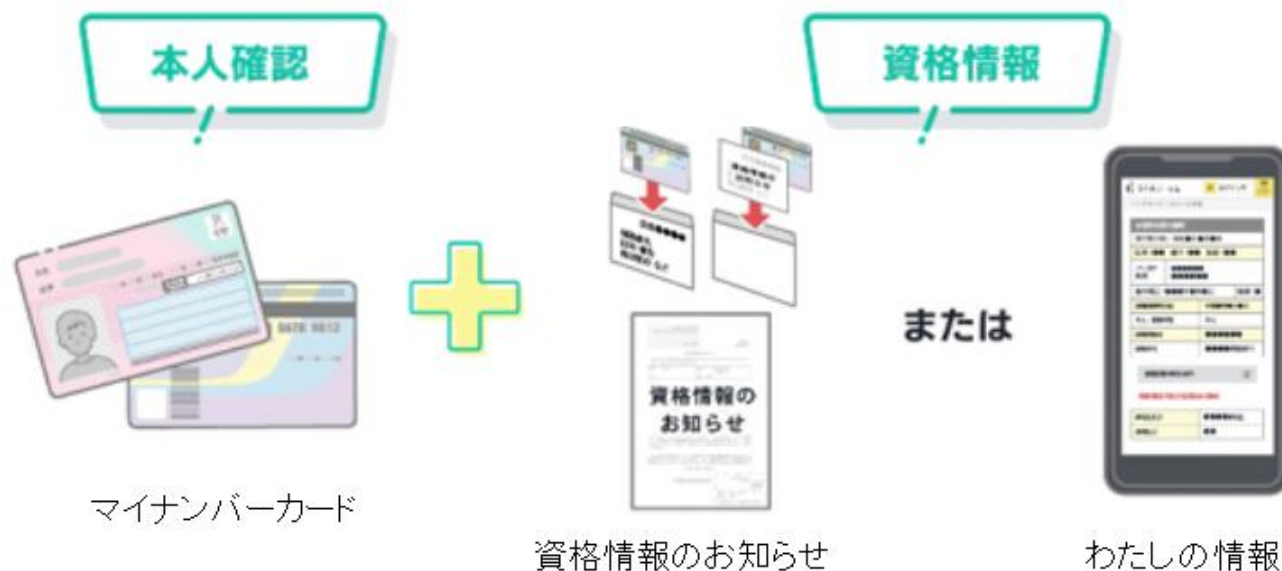
(1) マイナ保険証の利用について

カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診する方法

カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合、マイナ保険証で本人確認をした上で資格情報を伝えることで、保険診療を受けることができます。

- 資格情報は「**資格情報のお知らせ**」やマイナポータルの「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」を提示することで伝えることができます。
- 「**資格情報のお知らせ**」は、被保険者資格等の基本情報が記載されているものです。令和6年12月2日以降は新規資格取得時に送付されます。令和6年12月1日より前に健康保険証が発行されている方には、令和6年9月または令和7年1月～2月に送付されます（詳細はP. 18参照）。

退職等の際に会社へ返納いただく必要はありません。



1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(1) マイナ保険証の利用について

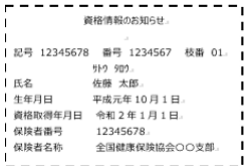
マイナンバーカードと健康保険証の一体化後の保険医療機関等の受診方法

No.	受診方法	使用可能機関	有効期限
①	健康保険証	全ての医療機関で使用可能	R7.12.1までの経過措置期間 終了を以て使用不可
②	マイナ保険証	オンライン資格確認が可能な医療機関のみ使用可能	無
③	資格確認書	全ての医療機関で使用可能	最大で5年
④	マイナポータル（スマホ） ＋ マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※医療機関で受診する際にはマイナ保険証によるオンライン資格確認が原則だが、オンライン資格確認不可の医療機関や、停電、ICチップ破損等有事の際には、スマホで資格情報画面を表示し、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。（スマホのみでの受診は不可）	無
⑤	マイナポータル（PDF） ＋ マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※④のケースで、マイナポータルから自身のスマホ等の端末にPDF形式で医療保険の資格情報を保存し、保存した資格情報をマイナンバーカードと共に提示することで医療機関の受診が可能。（資格情報のPDFのみでの受診は不可）	無
⑥	資格情報のお知らせ ＋ マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※④のケースでスマホ画面での表示が原則だが、スマホ対応が困難な方は資格情報のお知らせとマイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。（資格情報のお知らせのみでの受診は不可）	無

1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(1) マイナ保険証の利用について

マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較（まとめ）

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ保険証	マイナナンバーカード 	マイナナンバーカードの入手後、マイナナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色) 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報のお知らせ	紙製カード型 	・資格取得時に送付(申請不要) (マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能) ・既加入者には本年9月に送付予定	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 (資格情報のお知らせのみでは受診不可)

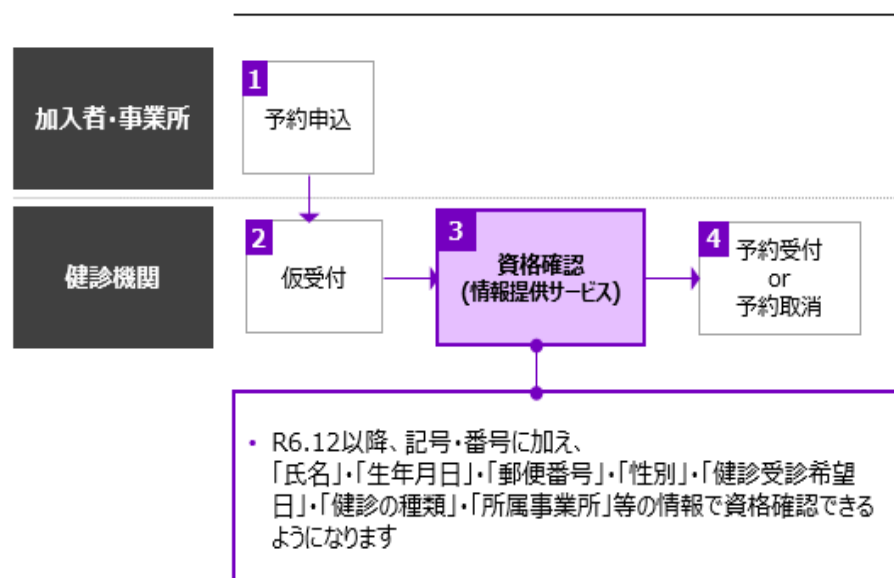
1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(1) マイナ保険証の利用について

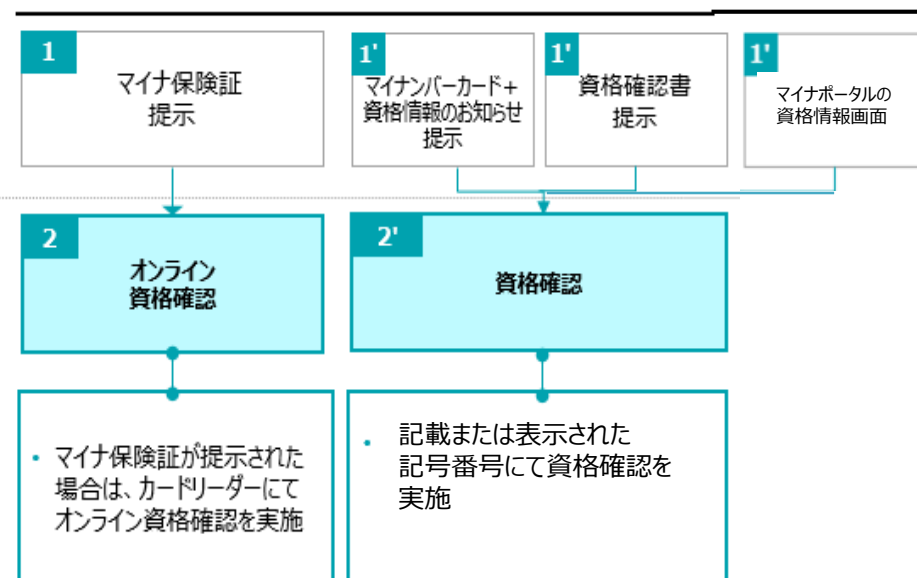
健診機関の受診方法

- 生活習慣病予防健診の予約受付時は、協会の情報提供サービス上で資格確認を行います。現状の記号・番号に加えて、それ以外の情報でも予約を行うことができるようになります。
- 生活習慣病予防健診当日は、医療機関を受診する際に準じて資格確認を行います。健診機関でオンライン資格確認が実施可能である場合はマイナ保険証を使用したオンライン資格確認を、オンライン資格確認が実施できない場合は、マイナンバーカード+資格情報のお知らせ、資格確認書又はマイナポータルの資格情報画面による資格確認を、それぞれ実施します。

"予約時"の資格確認方法



"健診当日"の資格確認方法



1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

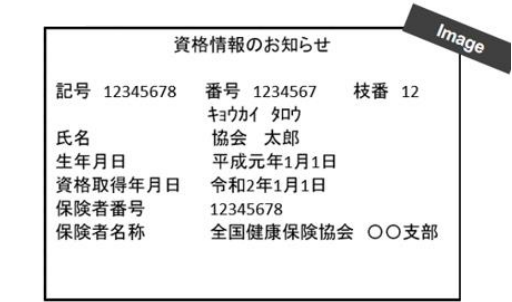
(2)「資格情報のお知らせ」配付について

協会けんぽから発行する資格情報のお知らせのイメージ

●資格確認書の記載事項は以下のとおりです

掲載面	記載事項
表面	・記号・番号 ・枝番 ・被保険者氏名／被扶養者氏名／フリガナ ・生年月日 ・資格取得日 ・保険者名称、支部名 ※性別は載せない、通称名・旧姓対応は行わない
裏面	・注意文言欄 ・2次元コード

レイアウトイメージ



1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(2)「資格情報のお知らせ」配付について

既加入者に対する資格情報のお知らせの送付①

加入者様に安心してマイナ保険証をご利用いただくため、加入者様が加入者資格を簡易に把握して、円滑な健康保険の手続きを可能とするための資格情報のお知らせと併せて、加入者情報（マイナンバーの下4桁）をお知らせして、マイナンバーの紐づけに誤りがないか確認を行います。

国の方針に基づき、**本年9月（※）に全加入者に対し、事業主を経由して、記号・番号を含む被保険者資格等の基本情報が記載された「資格情報のお知らせ」を送付しています。**

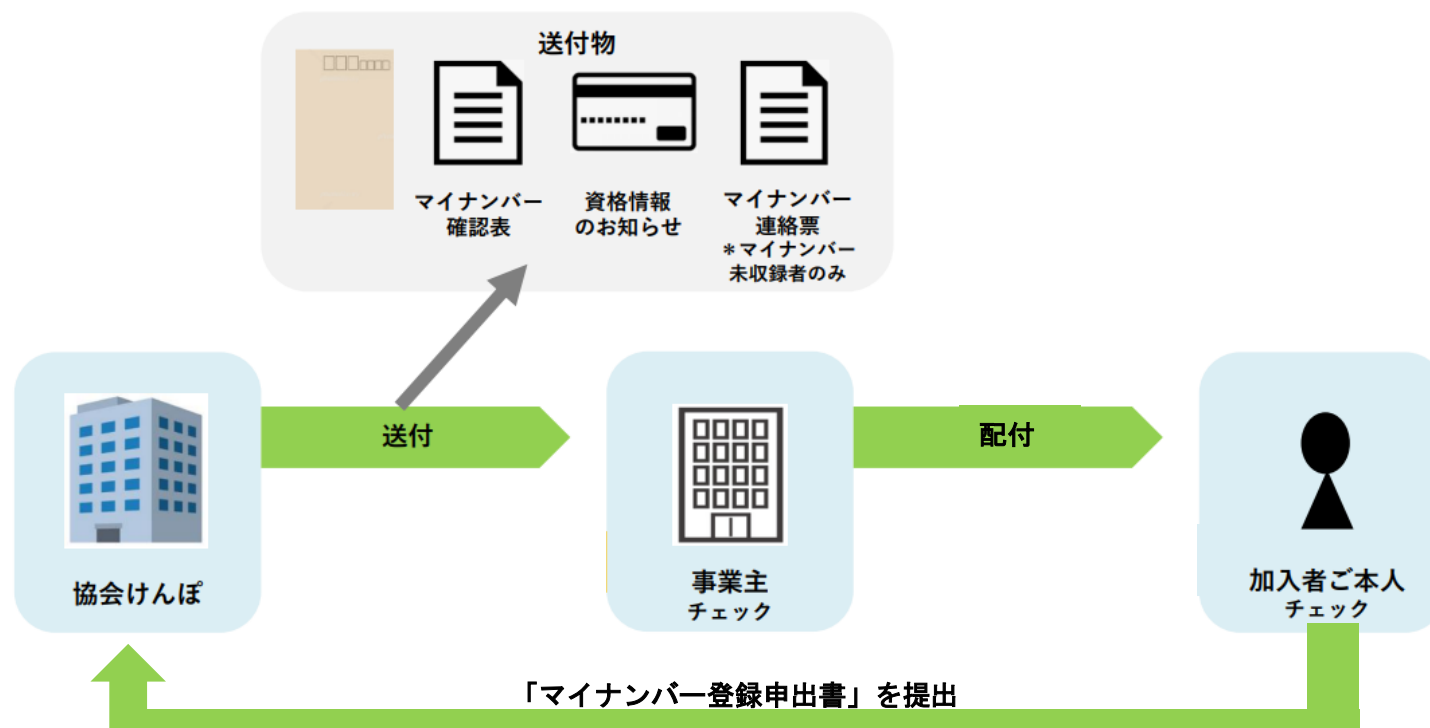
（※）令和6年6月7日以降に保険証が発行された方については、令和7年1月頃に発送する予定です。

1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(2)「資格情報のお知らせ」配付について

既加入者に対する資格情報のお知らせの送付②

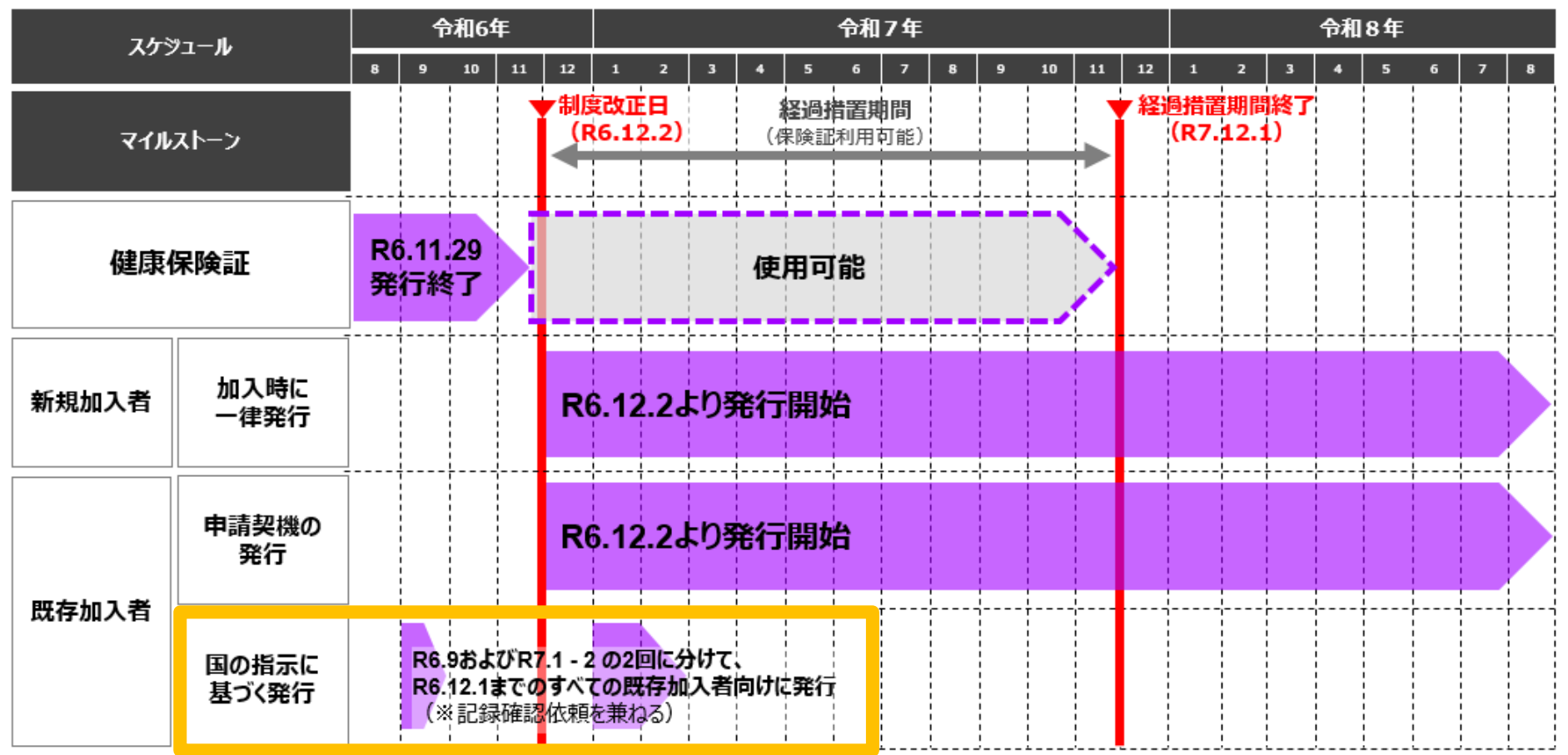
- 事業主の皆様におかれては、**従業員の方にお渡しいただきますよう**ご協力をお願いします。
- また、**資格情報のお知らせの送付に併せて、マイナンバーの下4桁を通知します。ご自身のマイナンバーと一致しているかご確認いただき、一致していない場合はご本人様から協会けんぽまでご連絡をお願いします。**
- なお、協会において、**マイナンバーの収録ができていない加入者に対しては、資格情報のお知らせの送付に併せて、マイナンバーの提出をお願いします。ご本人様より「マイナンバー登録申出書」を協会けんぽへご提出いただきますようお願いします。**



1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(2)「資格情報のお知らせ」配付について

資格情報のお知らせの発行スケジュール



1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(2)「資格情報のお知らせ」配付について

既加入者に対する資格情報のお知らせの送付について（詳細）①

送付対象者及び送付時期等については以下のとおりです。

送付対象者	加入者全員 ※健康保険法第3条第2項に規定される日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く
送付時期	◆ 1回目 令和6年9月9日（月）～令和6年9月30日（月） * 令和6年6月7日までに新規資格取得等により健康保険証を発行した方が対象 ◆ 2回目 令和7年1月22日（水）～令和7年2月3日（月） * 1回目の対象者データ抽出日から令和6年11月29日までに新規資格取得等により健康保険証を発行した対象者（データ抽出時点の現存者。事業所の管轄外所在地変更により事業所記号が変わった場合も含む。）
送付方法	一般加入者：個人別に封入 ➤ 事業主経由での送付 * 特定記録郵便。封筒または箱に梱包し送付します。

1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(2)「資格情報のお知らせ」配付について

既加入者に対する資格情報のお知らせの送付について（詳細）②

送付する資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバー下4桁）の内容は以下のとおりです。

資格基本情報

■協会システムで保有している以下の資格基本情報をお知らせします。

■記載内容は以下のとおり。

・記号番号枝番 ・氏名フリガナ ・生年月日 ・負担割合 ・資格取得年月日 ・保険者名

マイナンバー （下4桁）の お知らせ （確認）

■マイナンバーの確認結果に基づき、送付物を以下のパターンに分類して、個人番号（下4桁）をお知らせ（確認）します。

【パターン1】

5情報に不一致がない方、不一致があったものの保険者で確認済みの方

【パターン2】

5情報の一部不一致があったもののリスクが低いと判断した方

【パターン3】

マイナンバーが未提出の方等については、個人番号の提出を依頼します。
（マイナンバーの下4桁は記載しません。）

※5情報とは、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所を指します。

資格情報の お知らせ

■マイナ保険証で受診することができず、マイナポータルの資格情報画面を提示できない場合に、マイナンバーカードと併せてご利用いただくとともに、加入者資格を把握して円滑な健康保険の諸手続きを可能とするため、資格情報をお知らせします。

■記載内容は以下のとおり。

・記号番号枝番 ・氏名フリガナ ・生年月日 ・資格取得年月日 ・保険者番号保険者名

***切り取ってご利用いただきます。**

1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(2)「資格情報のお知らせ」配付について

既加入者に対する資格情報のお知らせの様式について①

【パターン1】 5情報の不一致がない方、保険者で確認済みの方

(記号) 01010101 (番号) 00000001
(被保険者氏名) 協会 太郎 様
(対象者氏名) 協会 花子 様

お問い合わせ番号
01-0101-1-1

8128670
福岡県福岡市博多区博多駅東1-17-1
コネクトスクエア博多8F
全国健康保険協会 福岡支部

TEL: 0570-015-369 (ナビダイヤル)
(協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル)

① 資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします (令和6年6月7日時点)。

記号	1010101	番号	1	(枝番) 00
氏名	協会 花子			
フリガナ	キョウカイ ハナコ			
生年月日	昭和40年10月1日			
負担割合 (令和6年6月7日時点)	3割			
資格取得年月日	昭和60年10月1日			
保険者名称	全国健康保険協会 福岡支部			

スマートフォンをお持ちの方は、右の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。
ぜひご活用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら→

なお、現在、協会けんぽに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです (12桁のうち下4桁のみ表示)。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、協会けんぽ(マイナンバー専用ダイヤル)までご連絡ください。

***** 1234

医療機関等を受診した際に、マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)をマイナ保険証とともに提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、左下にある資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに医療機関等で提示することで受診いただけます。)

③ 資格情報のお知らせ

記号	1010101	番号	1	枝番	00
氏名	キョウカイ タロウ				
氏名	協会 太郎				
生年月日	昭和40年10月1日				
資格取得年月日	昭和60年10月1日				
保険者番号	01010016				
保険者名称	全国健康保険協会 福岡支部				

左側をミシン目で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。
資格情報のお知らせの利用については、裏面及び別紙をご覧ください。



ポイント

【マイナンバー (下4桁) のお知らせ】

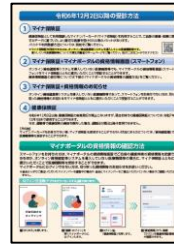
正確なマイナンバーが確認できていることから、マイナンバー (下4桁) をお知らせするものです。
万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号の下4桁と一致していない場合は、ご本人様より協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルへご連絡ください。

※ 5情報とは、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所を指します。

同封物

【送付内容 (①) 説明リーフレット】

【マイナ保険証利用促進リーフレット】



1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(2)「資格情報のお知らせ」配付について

既加入者に対する資格情報のお知らせの様式について③

【パターン3】 マイナンバーが未提出の方、
マイナンバーが収録済みで生年月日または性別が不一致である方



ポイント

【マイナンバーの提出依頼】

マイナンバーが未提出の方及びマイナンバーが収録済みであるものの生年月日または性別が不一致で別人のリスクが高い方について、個人番号の提出をお願いします。
同封の「マイナンバー登録申出書」にて個人番号の提出をお願いします。

①

資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）提出のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年6月7日時点）。

記号	1010101	番号	1	(枝番)	00
氏名	協会 花子				
フリガナ	キョウカイ ハナコ				
生年月日	昭和40年10月1日				
負担割合（令和6年6月7日時点）	3割				
資格取得年月日	昭和60年10月1日				
保険者名称	全国健康保険協会 福岡支部				

協会けんぽにおいて、上記資格情報にあなたのマイナンバーが登録できていないか、または登録されたマイナンバーが正しいものであるか確認の必要があるため、大変お手数をおかけしますが、同封の「マイナンバー登録申出書」に必要事項をご記入いただき、協会けんぽへご提出くださいますようお願いいたします（※）。
なお、本お願いの受取時点で、マイナンバーを提出済み等の場合は、行き違いですので、何卒ご容赦ください。
（※）海外在住等でマイナンバーをお持ちでない方は提出の必要はございません。

マイナンバー登録申出書をご提出いただいた場合、
マイナポータルで健康保険の資格情報をご確認ください。

マイナポータルへのアクセス
ダウンロードはこちら→



さらに、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナ保険証として医療機関等を受診することができます。
医療機関等を受診した際に、マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、マイナポータルの資格情報画面（スマートフォン）をマイナ保険証とともに提示することで受診いただけます。（スマートフォンをお持ちでない方は、左下にある資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに医療機関等で提示することで受診いただけます。）

③

資格情報のお知らせ

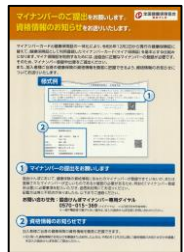
記号	1010101	番号	1	枝番	00
氏名	花子 太郎				
生年月日	昭和40年10月1日				
資格取得年月日	昭和60年10月1日				
保険者番号	01010016				
保険者名称	全国健康保険協会 福岡支部				

左側をミシン目で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。
資格情報のお知らせの利用については、裏面及び別紙をご覧ください。



同封物

【送付内容（③） 説明チラシ】



【マイナ保険証利用促進チラシ】



【マイナンバー登録申出書】

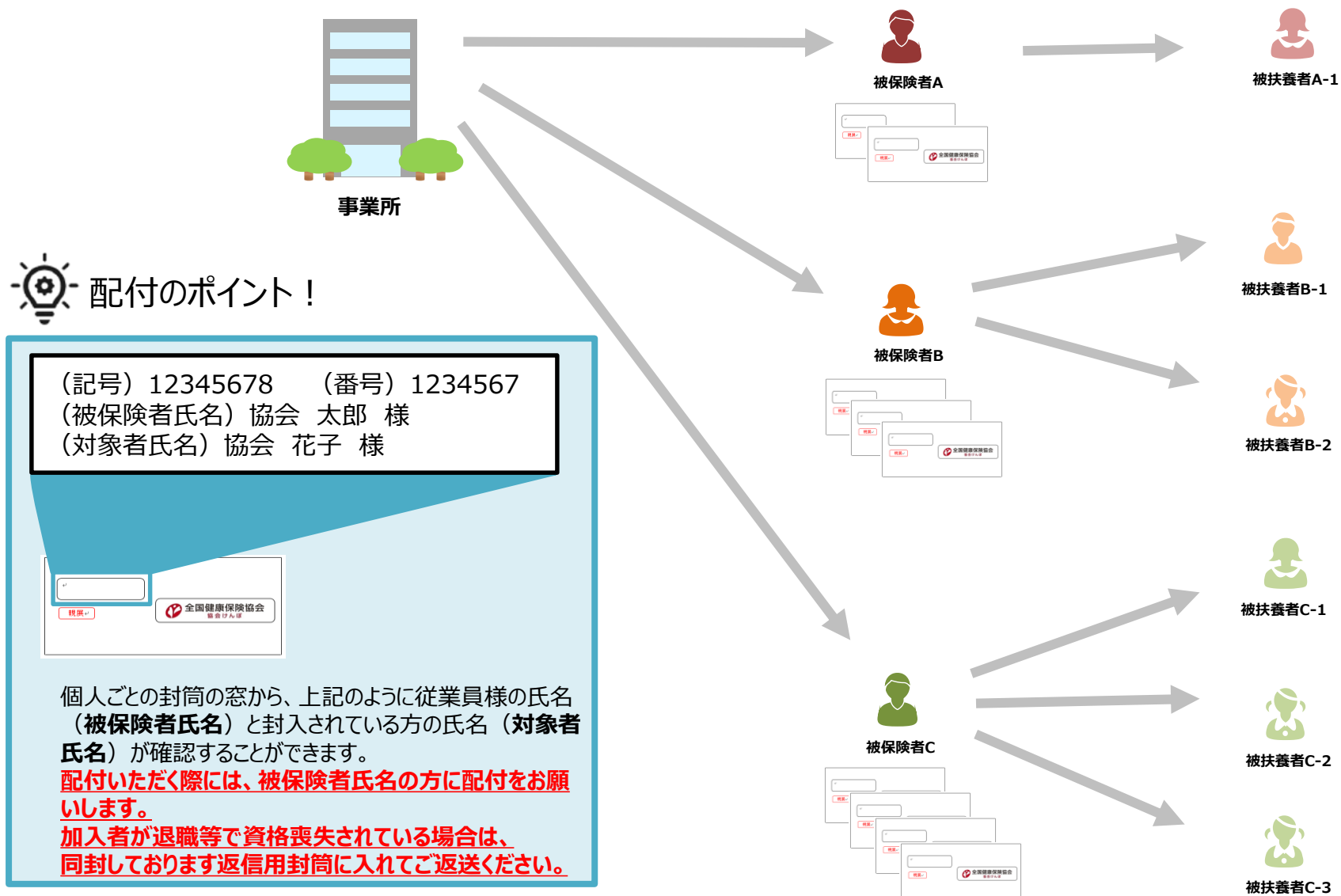
【返信用封筒】



1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(2)「資格情報のお知らせ」配付について

既加入者に対する資格情報のお知らせの配付方法について

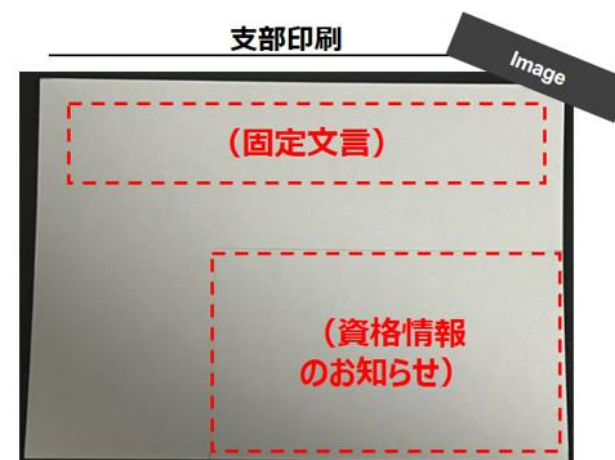
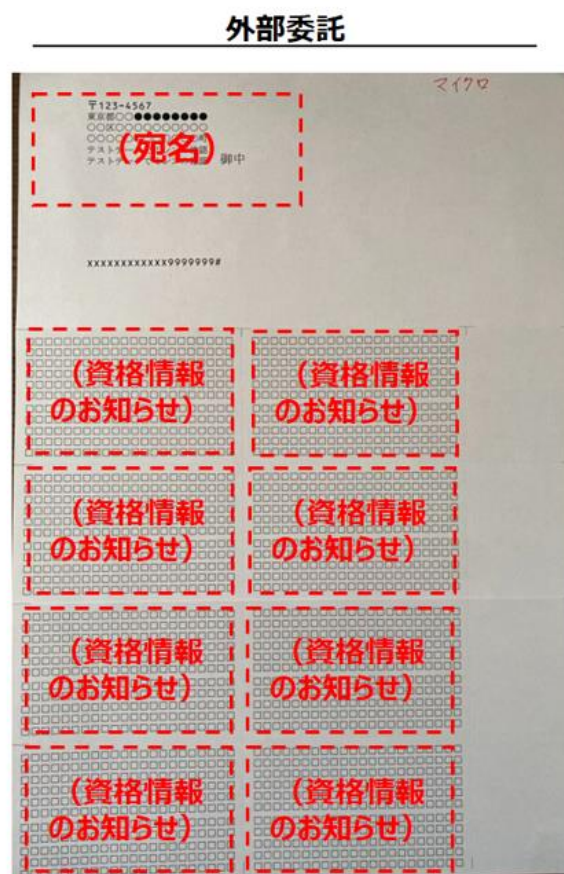


1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(2)「資格情報のお知らせ」配付について

新規加入者に対する資格情報のお知らせの送付

新規加入者に資格情報のお知らせを送付する場合のサンプルは下記のとおりです。
最大8枚綴りで印刷し、発行します。



※支部印刷分は、限度額適用認定証・高齢受給者証と同サイズの台紙から右下のカードをマシン目で切り取る形式

1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(3) 事業主の皆様へお願いとお知らせ

事業主の皆様へのお願い①

1. 新規採用者については、内定段階でマイナンバーを収集してください。
健康保険の資格取得届および被扶養者異動届は、**5日以内**に日本年金機構へご提出ください。

通常、日本年金機構が資格取得届等を受理してから2～5営業日程度でマイナ保険証が使えるようになりますが、マイナンバーの記載がない場合、マイナ保険証が使用できるようになるまでに時間を要する場合があります。なお、その場合は「データ登録未完了のお知らせ」をお送りしてマイナ保険証が使えるようになるまでに時間を要することをお知らせします。

1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(3) 事業主の皆様へお願いとお知らせ

事業主の皆様へのお願い

2. マイナンバーの収集を委託している場合でも、**5日以内**に提出されるよう、早期に委託業者への業務(契約)の見直しをお願いします。

3. 資格取得届および被扶養者異動届のご提出にあたり、マイナンバーを正確にご記載ください。

※健康保険法施行規則において、事業主は、届出に際し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項にかかる事実確認をすることができると規定されています。

4. 協会けんぽは、マイナ保険証の利用率目標を定めました。
従業員の皆さまに対し、医療機関や薬局での受診の際には、ぜひマイナ保険証で受診
するよう、積極的に呼びかけてください。

※健康経営優良法人認定制度の調査項目に、事業主のマイナ保険証の利用促進の取組状況が追加される予定です。

ご協力よろしくお願いいたします。

1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(3) 事業主の皆様へお願いとお知らせ

● マイナ保険証に関する問い合わせ先

(国) マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他マイナンバー制度に関するお問い合わせ先

0120-95-0178 平日9:30~20:00 土日・祝日9:30~17:30

※マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルにお願いします。

(協会) マイナンバー専用ダイヤル

- ・ 協会けんぽの以下の事項に対するお問い合わせ先

0570-015-369

8:30~17:15 (土日祝日年末年始除く)

● マイナ保険証、オンライン資格確認

● 資格情報のお知らせ

● 資格確認書 等

- ・ これらに関するお問い合わせは、協会けんぽ支部ではなく、協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルにお問い合わせください。

(※) 上記のコールセンターでは、以下の言語について対応予定です。

加入者等・オペレーター・通訳者の三者通話となります。

英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・ネパール語・ビルマ語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・マレー語・クメール語・モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語・ウルドゥー語

1. マイナ保険証と資格情報のお知らせ

(3) 事業主の皆様へお願いとお知らせ

より詳しくマイナ保険証について知るためには

マイナ保険証解説動画

マイナ保険証の制度や使用方法について
動画で案内しています。
右の二次元バーコードからご覧ください。



協会けんぽ特設ページ

協会けんぽではマイナ保険証について
解説した特設ページを作成しています。
右の二次元バーコードからご覧ください。



2.インセンティブ制度～令和4年度実績報告～

2. インセンティブ制度～令和4年度の実績報告～

インセンティブ制度は、協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまの取組等に応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、それを各支部の健康保険料率に反映させるものです。

どう評価するの？

令和6年度の健康保険料率は令和4年度の実績が反映されています。次の5つの評価指標に基づき、全47支部をランキング付けし、上位(15位以内)の支部に得点数に応じたインセンティブ(報奨金)を付与し、保険料率が引き下げられます。

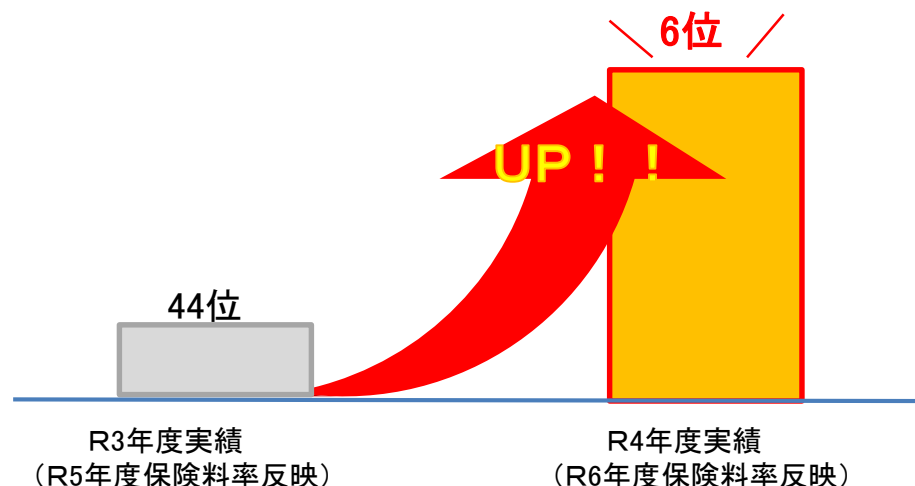
1. 特定健診等の実施率
2. 特定保健指導の実施率
3. 特定保健指導対象者の減少率
4. 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率
5. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合



福岡支部の実績

令和3年度総合順位44位から
令和4年度総合順位6位へ
大きく上昇しました！

総合順位6位になったことで
保険料率におけるインセンティブ獲得
条件を満たすことができました！



5つの評価指標の全国順位と皆様をお願いしたいこと

※()内の順位は令和3年度→令和4年度

1. 特定健診等の実施率(福岡支部42位→**22位**)

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診(被保険者の方)、特定健診(被扶養者の方)を受診しましょう。
- 協会けんぽの健診を利用せず、職場の定期健診を受診された場合は、その結果を協会けんぽに提供しましょう。

2. 特定保健指導の実施率(福岡支部46位→**3位**)

- 健診結果で生活習慣の改善が必要と判定された方は、協会けんぽの特定保健指導を利用しましょう。

3. 特定保健指導対象者の減少率(福岡支部32位→**20位**)

- 特定保健指導の対象とならないよう、日ごろから健康的な生活習慣に取り組みましょう。
- 特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診しましょう。

4. 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率(福岡支部39位→**11位**)

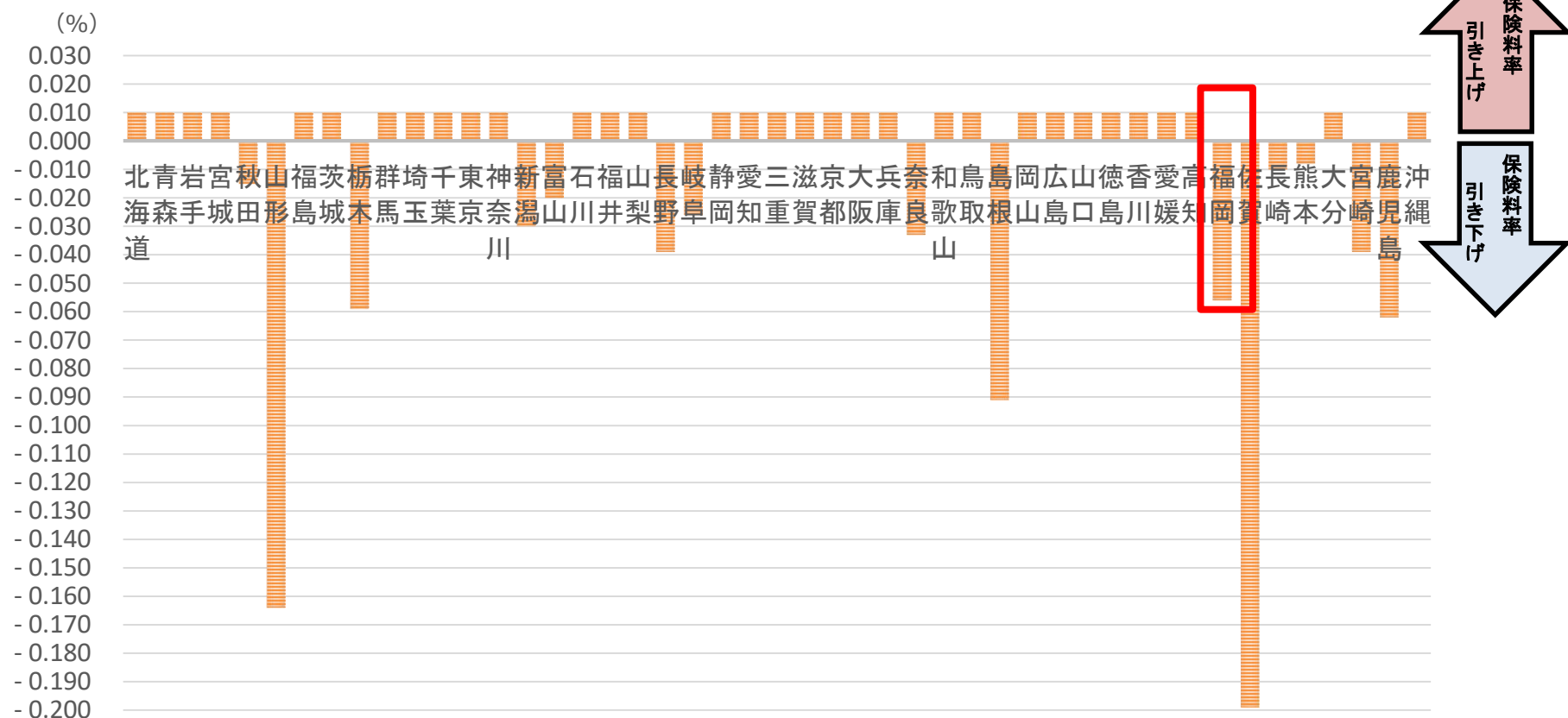
- 健診結果で医療機関の受診が必要となった方へ、協会けんぽから受診勧奨のお手紙を送付しますので、必ず医療機関を受診しましょう。

5. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合(福岡支部11位→**19位**)

- 薬局でお薬を受け取る際は、積極的にジェネリック医薬品を選択しましょう。

2. インセンティブ制度～令和4年度の実績報告～

47都道府県支部の令和6年度健康保険料率へのインセンティブによる影響をあらわしたグラフです。佐賀支部は0.199%ほど健康保険料率の引き下げに繋がりました。福岡支部は、0.056%ほどの引き下げです。



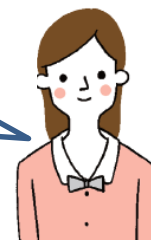
実は・・・

インセンティブによる保険料率の

引き下げ(0.056 %)が無かった場合

令和6年度の福岡支部の保険料率は上昇する見込みでした。

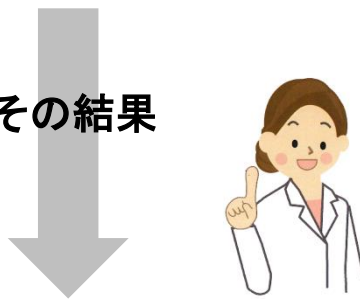
皆様の取組で保険料率の上昇を抑えることができます！



✓ 毎年の健康診断の受診が重要です！

年に一度の健康診断を受診し、その健診結果に応じて生活習慣の改善に努めましょう！
健康診断の結果で必要な方は、特定保健指導の利用や医療機関の受診をお願いします

その結果



皆様の取組で健康保険料率が変わります！

引き続き、取組をお願いします